

秋水園ふれあいセンター市民協議会  
会 則

秋水園ふれあいセンター市民協議会  
会 則

改訂履歴

版 数	制改訂日	変更内容
初 版	平成15年05月01日	新規制定
2 版	平成16年04月01日	第 6 条 3 号 役員の数変更「書記」を「事務局」へ変更、「副部長」を追加 第 6 条 5 号 部会を兼任しない役員に「副会長・事務局」を追加 第 10 条 3 号 事務局の任務を修正 第 13 条 総務部の任務の修正 第 14 条 事務局を削除
3 版	平成 17 年 11 月 01 日	指定管理者制度導入に伴う変更 第 9 条 5 号 「契約」を「協定」に変更 第 14 条 1 項 指定管理者制度導入に伴う変更 第 14 条 2 項 削除及び 3 項を 2 項に繰り上げ
4 版	平成 18 年 04 月 01 日	第 8 条 3 号 運営委員の再任を可能に変更
5 版	平成 28 年 05 月 15 日	第8条3号 任期日の設定

## 秋水園ふれあいセンター市民協議会会則

### (名称及び事務所)

第1条 この会は、秋水園ふれあいセンター市民協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を東村山市秋津町4丁目24番地12の秋水園ふれあいセンター（以下「センター」という。）内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、秋水園周辺住民の交流を促進し地域社会の発展と文化の向上及び地域住民の福祉の増進を図るとともに、資源が循環して利用されるまちづくりをめざすことを目的とする。

### (運営の基本原則)

第3条 本会の運営は、特定の思想、信条にとらわれることなく公正、公平に行わなければならない。

2 本会は、個人に関わる情報を除き全ての情報を公開することを原則とする。

### (事業)

第4条 本会は、以下の事業を行う。

- (1) センターの管理、運営に関すること。
- (2) 地域のコミュニティ形成に必要な事業に関すること。
- (3) その他必要な事業に関すること。

### (会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 秋津町に居住する住民で本会の目的に賛同し、所定の手続きを経た者とする。
- (2) センターを利用する登録団体の代表者とする。
- (3) 会員は入会・脱会を随時届け出によって行う。

### (組織)

第6条 本会の活動を行うため、総会、運営委員会、役員会、部会及び監査を置く。ただし、各会の構成員は以下の者とする。

- (1) 総会は、全ての会員による。
- (2) 運営委員会は、会員の互選による者とする。ただし、運営委員は30名以内とする。
- (3) 役員会は、運営委員の互選による者とする。ただし、次の役員を置く。
  - ア 会長 1名
  - イ 副会長 1名
  - ウ 事務局 2名
  - エ 会計 2名
  - オ 部長 3名
  - カ 副部長 3名
- (4) 監査は、会員の互選による者とする。ただし、監査委員は2名とする
- (5) 部会は、運営委員の互選による者とする。ただし、会長、副会長、事務局、会計は除く。

(総会)

第7条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業、予算及び決算の承認に関すること。
  - (2) 運営委員の承認に関すること。
  - (3) 監査の承認に関すること。
  - (4) 会則等の承認に関すること。
  - (5) その他、運営委員会が提案したこと。
- 2 総会は、会長が招集する。また、運営委員の半数以上の請求があったときには会長は臨時総会を開催しなければならない。総会は公開とする。
  - 3 総会の日程については、総会開催日の14日前までに告示する。
  - 4 総会は、会員の過半数（委任を含む）の出席をもって成立する。
  - 5 総会の議事については、出席者の過半数をもって決定する。ただし、会則の承認に関しては出席者の3分の2をもって決定する。

6 議長は、総会出席者の互選による。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること。

(2) 役員会から提案された事項に関すること。

2 運営委員会は、会長が招集する。また、運営委員の4分の1以上の請求があったときには会長は運営委員会を開催しなければならない。運営委員会は公開を原則とする。

3 運営委員の任期は1期2年とし総会から総会までとする、ただし再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画案及び予算案に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 本会の会則、規程等の制定及び廃止に関する案の作成に関すること。

(4) センターの管理、運営に関すること。

(5) 東村山市（以下「市」という。）との協定に関すること。

2 役員会は、前項に定める内容を審議し、運営委員会に諮らなければならない。

3 役員会は、会長が招集する。また、役員3分の1以上の請求があったときには会長は役員会を開催しなければならない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。

(3) 事務局は、運営委員との連絡、市との連絡・調整、運営委員選出、総会、運営委員会、役員会等の会議録の作成などを行う。

(4) 会計は、本会の経理を処理する。

(5) 部長は、各部の事業を統括する。

(部会)

第11条 部会は、次の部により構成する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) コミュニティ推進部

2 部には、部員の互選により副部長を置く。

(部の活動)

第12条 総務部は、以下の活動を行う。

- (1) 事務所業務に関する事。
- (2) センター建物及び周辺の保全管理に関する事。
- (3) その他、各部に属さない事項に関する事

2 広報部は、以下の活動を行う。

- (1) 本会の活動PRと地域住民への情報提供に関する事。

3 コミュニティ推進部は以下の活動を行う。

- (1) コミュニティづくりの推進に関する事。
- (2) 利用者等との懇談に関する事。
- (3) リサイクル及び環境保全に関する事。

(監査)

第13条 監査委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計を監査する。
- (2) 任期は運営委員の任期と同様とする。
- (3) 監査の結果を総会に報告しなければならない。

(会計)

第14条 本会の運営経費及びセンターの維持管理費は、市との指定管理者協定に基づく指定管理料及び施設利用料及びその他の収入をもって充てる。

- (2) 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会議への特別参加)

第15条 会長は、必要に応じ市職員を会議に参加させることができる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役

員会が別に定める。